

身体的拘束等の廃止、適正化のための指針

グループホーム いこいの家

身体拘束廃止に関する指針

1. 施設における身体的拘束等の廃止、適正化に関する基本的考え方

医療法人藤田好生会 グループホームいこいの家（以下「施設」という。）は、身体的拘束廃止に向けて最大限の努力を行います。身体的拘束ゼロおよびサービスの質の向上を目指して実績の蓄積をしてまいります。身体拘束は、利用者様の生活の自由を制限するものであり、利用者様の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者様の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束廃止に向けた意識を持ち、身体的拘束をしない自信を持って提供できるサービスの実施を組織的に目指して取り組んでいきます。

- ① 身体的拘束は廃止すべきものである
- ② 廃止に向けて常に努力を行わなければならない
- ③ 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない
- ④ 身体的拘束を許容する考え方はやめるべきである
- ⑤ 全員の強い意志で「チャレンジ」をする（ケアの本質を考える）
- ⑥ 創意工夫を忘れない
- ⑦ 利用者様の人権を一番に考慮すること
- ⑧ 福祉のサービスの提供に誇りと自信を持つこと
- ⑨ 身体的拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じること
- ⑩ やむを得ない場合利用者様・家族の方に対する十分な説明を持って身体的拘束を行うこと
- ⑪ 身体的拘束を行った場合常に廃止をする努力を怠らないこと（常に「0」を目指すこと）

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者様の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、ご本人・ご家族（契約代理人）への説明同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、身体拘束適正化検討委員会を中心に十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過を記録し、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(2) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下の事に取り組みます。

- ① 利用者様主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ② 言葉や応対等で、利用者様の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③ 利用者様の思いをくみとり、利用者様の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者様の安全を確保する観点から、利用者様の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者様に主体的な生活をして頂けるように努めます。

2. 身体拘束適正化検討委員会その他施設内組織に関する事項

(1) 身体的拘束を廃止、適正化することを目的として委員会の設置

当施設では、身体的拘束の廃止、適正化に向けて身体的拘束適正化検討委員会（指定基準省令第97条の規定に基づく身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会）を設置します。

(2) 身体拘束適正化検討委員会の構成員

身体的拘束適正化検討委員会を下記の通り構成します。必要に応じて、協力医療機関の医師や主治医、専門医等の助言を仰ぎます。

(ア) 管理者

(イ) 介護支援専門員

(ウ) 介護職員

(エ) その他委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者

※この委員会の責任者は管理者とし、参加可能な委員で構成する。

(3) 身体拘束適正化検討委員会を定期開催します

身体拘束適正化検討委員会を定期開催(3ヵ月に1回以上)します。また、必要時は随時開催します。

身体的拘束適正化検討委員会では、以下の項目を検討・決定します。

- ① 高齢者虐待・身体的拘束等に関する規程及びマニュアル等の見直し
- ② 施設内での身体的拘束廃止、適正化に向けての現状把握及び改善についての検討
- ③ 身体的拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ④ 発生した「身体的拘束」の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているか確認する。
- ⑤ 身体的拘束を実施した場合の解除の検討

- ⑥ 虐待又は身体的拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- ⑦ 日常的ケアを見直し、利用者様に対して人として尊厳のあるケアが行われているかを検討する。
- ⑧ 身体的拘束廃止、適正化に関する職員全体への啓発

例外として、利用者様の生命、身体の安全を脅かす急な事態(数時間以内に身体拘束を要す場合)では、多職種協働での委員会を開催できない事が想定されます。その為、可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果を記録します。その後、速やかに委員会を開催し、委員会の承認を得ます。承認を得られない場合は速やかにその処置を解除します。

(4) 身体的拘束適正化検討委員会の結果は、議事録を作成します

3. 身体的拘束等の廃止、適正化のための職員研修に関する基本指針

介護に携わるすべての従業員に対して、身体的拘束廃止、適正化の徹底と人権を尊重したケアの励行を図るため、以下の職員研修を行います。

- ① 定期的な教育・研修(年2回)の実施
- ② 新規採用職員に対する身体的拘束廃止、適正化のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施(外部研修への積極的参加およびその報告)

4. 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

- 身体的拘束等を行う場合は、身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針に基づき利用者様ご家族（契約代理人）に速やかに説明し報告します。
- 施設内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで施設長へ報告します。報告を受けた施設長は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努めます。
- 身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者様及び利用者様ご家族（契約代理人）への謝罪を行い、所轄庁へ報告します。

5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

介護保険指定基準の身体的拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。」

介護保険指定基準において身体拘束の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドで体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かれないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かれないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるような椅子を使用する
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどで体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

※なお、介護保険指定基準において明示されていない、言葉での身体的・精神的行動抑制（スピーチロック）も身体拘束と捉え、接遇の意識を高め、思いやりの気持ちを持って援助にあたります。

身体的拘束等を行わずにケアを行うために（3つの原則）

(1) 身体的拘束を誘発する原因を探り除去する

身体的拘束をやむを得ず行う場合、その状況には必ず理由や原因がある。ケアする側の関わり方や環境に問題があることも少なくない。その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去するケアが必要である。

(2) 5つの基本ケアを徹底する

5つの基本的ケア

以下の5つの基本的なケアを実行することにより、点滴をしなければならない状況や、転倒しやすい状況をつくらないようにすることが重要である。

① 起きる

人は座っているとき、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起こっていることがわかるようになる。これは仰臥して天井を見ていたのではわからない。起きるのを助けることは人間らしさを追求する第一歩である。

② 食べる

食べることによって人にとって楽しみ、生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることはケアの基本である。

③ 排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、おむつを使用している人については、随時交換が重要である。おむつに排泄物がついたままになっていれば気持ち悪く、「おむついじり」などの行為につながるようになる。

④ 清潔にする

きちんと風呂に入ることが基本である。皮膚が不潔であればかゆみの原因になり、そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりすることになる。皮膚をきれいにしておけば、本人も快適になり、また、周囲も世話をしやすくなり、人間関係も良好になる。

⑤ 活動する（アクティビティ）

その人の状態や生活歴に合ったよい刺激を提供することが重要である。具体的には、音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビなどが考えられる。言葉によるよい刺激もあるし、言葉以外の刺激もあるが、いずれにせよ、その人らしさを追求する上で、心地よい刺激が必要である。

(3) 身体的拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現をめざす

「言葉による拘束」にも配慮をする必要がある。

身体的拘束は行わないことが原則であるが、ご本人またはほかの利用者様の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合については、以下の手順に従って運用によるものとする。

介護保険指定基準上、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続が極めて慎重に実施されているケースに限られる。

※「緊急やむを得ない場合」の対応とは、これまで述べたケアの工夫のみでは十分に対処出来ないような、一時的に発生する突発事態のみに限定される。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体的拘束を行うことのないよう、次の要件・手続に沿って慎重な判断を行うことが求められる。

① カンファレンスの実施

緊急性または切迫性によりやむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化検討委員会を中心として、各関係部署の代表者が集まり、拘束による利用者様の心身の弊害や拘束をしない場合のリスクについて検討します。また、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要件のすべてを満たしているかどうかについて確認します。

緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者様個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、例外的に以下の3つの要件のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- | | |
|--------|--|
| ① 切迫性 | ：利用者本人または、他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
* 「切迫性」の判断を行う場合には、身体的拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体的拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。 |
| ② 非代替性 | ：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
* 「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体的拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。 |
| ③ 一時性 | ：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
* 「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束的時間を想定する必要がある。 |

※身体的拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

カンファレンスで確認した内容を身体拘束適正化検討委員会に報告し、身体拘束を行う判断をした場合は、身体的拘束の必要理由・目的、拘束の内容（方法）、時間帯、実施期間（開始から解除予定）等について検討します。本人・ご家族（契約代理人）に対する「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明・同意書」を作成します。

また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行います。

② 利用者様本人やご家族（契約代理人）に対しての説明

実施にあたり、ご家族（契約代理人）に対し身体的拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努め、同意を得た上で実施するものとする。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前

に本人・ご家族（契約代理人）等と締結した内容と方向性及び利用者様の状態等を確認説明し、再度同意を得た上で実施します。

③ 記録・集計・分析・評価と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その態様及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかった理由などを記録し報告します。身体拘束適正化検討委員会において、報告された事例を集計し発生時の状況等分析します。発生原因、結果等を取りまとめ当該事例の適正化と適正化策を検討します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討、評価します。報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底します。その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に掲示できるようにします。

④ 拘束の解除

記録と身体拘束適正化検討委員会での再検討の結果、身体拘束要件に該当しなくなった場合や継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、本人、ご家族（契約代理人）に報告します。

6. 身体的拘束廃止、適正化に向けた各職種の責務および役割

身体的拘束廃止、適正化に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応します。

（管理者）

- 1) 身体拘束における諸課題等の最高責任者
- 2) 身体拘束適正化検討委員会の総括責任者
- 3) ケア現場における諸課題の総括責任者
- 4) ただし、2)3)については、管理者の判断する者に代理させることが出来ることと

する。

(介護支援専門員)

- 1) 身体拘束廃止、適正化に向けた職員教育
- 2) 医療機関、ご家族（契約代理人）との連絡調整
- 3) ご家族（契約代理人）の意向に沿ったケアの確立
- 4) 施設のハード、ソフト面の改善
- 5) チームケアの確立
- 6) 協力病院との連携
- 7) 重度化する利用者様の状態観察
- 8) 記録の整備

(介護職員)

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- 2) 利用者様の尊厳を理解する
- 3) 利用者様の疾病、障害等による行動特性の理解
- 4) 利用者様個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 5) 利用者様とのコミュニケーションを十分にとる
- 6) 拘束がもたらす廃用症候群の予防と観察
- 7) 身体拘束廃止に向け心身機能、動作能力を向上
- 8) 記録は正確かつ丁寧に記録する

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針について

当施設での身体的拘束等の廃止、適正化のための指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにすると共に、当施設のホームページにも公表し、利用者様・ご家族（契約代理人）及び従業者等がいつでも自由に閲覧することができるものとする。

8. その他身体的拘束等の適正化推進のために必要な基本方針

身体的拘束をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共通認識を持ち、拘束をなくしていくように取り組むことが重要である。

- ① 職員不足を理由に、安易な身体的拘束の実施は行わない。
- ② 認知症高齢者であるということで安易に身体拘束を実施しない。
- ③ 高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我をするという先入観だけで事故発生及び法的責任の回避のための安易な身体的拘束実施は行わない。
- ④ サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の施策、手段はないのか。身体的拘束を検討、実施する前に拘束をしない対応の検討、協議を最優先する。
- ⑤ 身体的拘束の要因となりえる施設環境の整備、利用者様個々の疾患及び心身の特性を理解し基本的な介護を充実させることで、利用者様が住みやすい施設作りを目指す。

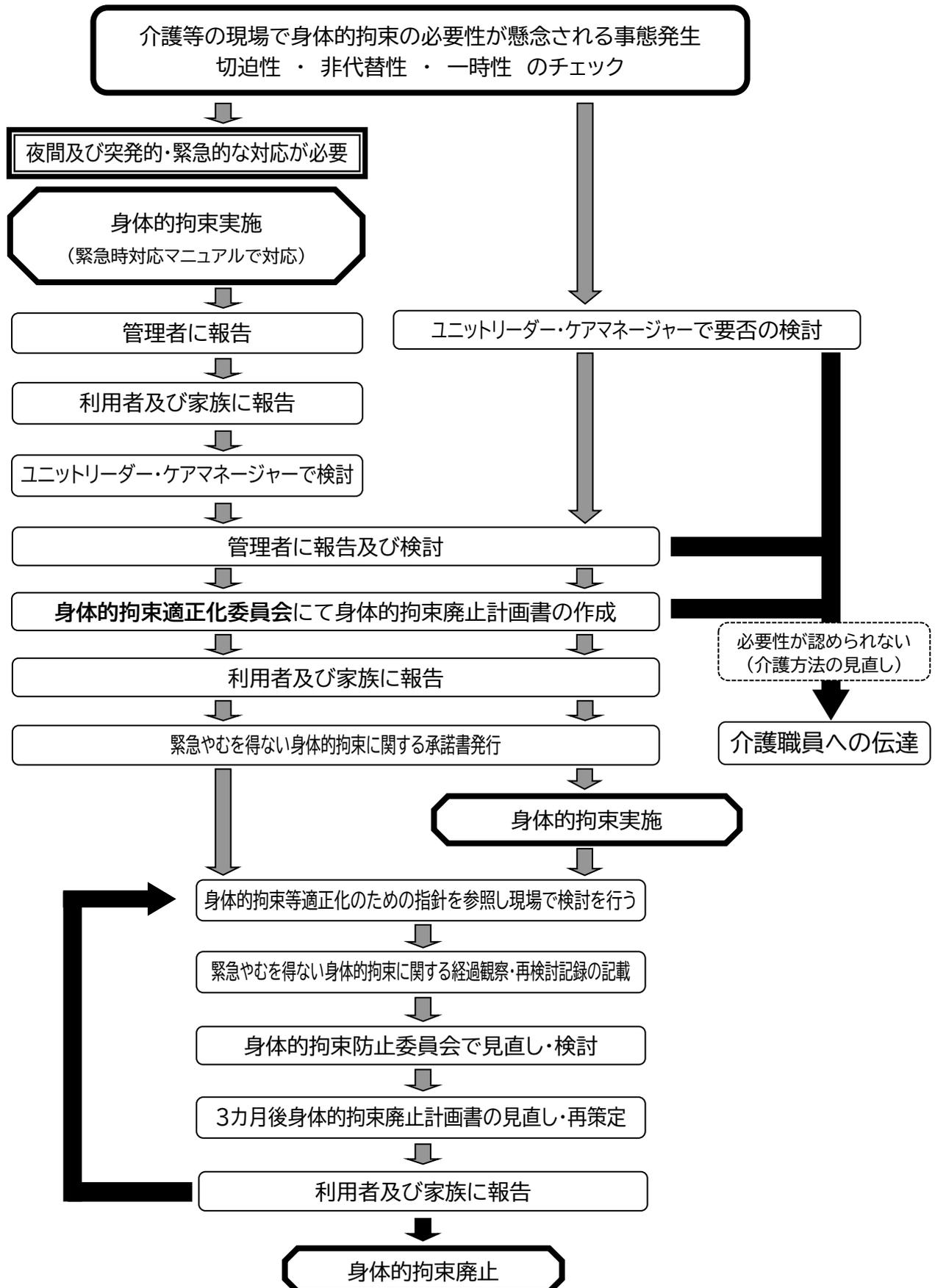
※身体拘束等に準ずる行為と感じたら、情報を公表する事が職員としての責務である。

付則

令和2年7月12日より施行する。

令和2年10月20日より全面改定（平成30年4月介護報酬改定に基づく）

身体的拘束廃止および適正化 フローチャート



参考様式1

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

〇〇〇〇様

1. あなたの状態が下記の ABC をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
2. ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束します。

記

- A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 <場所、行為(部位・内容)>	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

施設名 グループホームいこいの家 管理者 _____ 印

記録者 _____ 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名 _____ 印

(本人との続柄)

参考様式2

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

〇〇〇〇様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス 参加者名	記録者 サイン

参考様式3

身体的拘束を解除する事に関する説明書

〇〇〇〇様

1. 現在、あなたの状態が下記の要件を満たしているため、これまでの身体的拘束を解除させていただきます。
2. なお、解除することによるリスクに対して、今後も鋭意検討を行うことといたします。

記

(身体的拘束解除要件)
 ご利用者様本人、又は他のご利用者様等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が緩和されたこと。

個別の状況による解除の理由	
解除の方法 <場所、行為(部位・内容)>	
解除に当たってのリスク	
リスクの防止策	
解除開始の予定	月 日 時から

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

施設名 グループホームいこいの家 管理者 _____ 印

記録者 _____ 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名 _____ 印

(本人との続柄)